

中頓別町いじめ防止基本方針

(改訂版)

平成30年5月
中頓別町教育委員会

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、「人として決して許されない行為」であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである」との認識に立ち、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応しなければならない。

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、望ましい人間関係の中で夢に向かって輝き、健やかに成長していくことができるよう、学校を含め地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

のことから、「中頓別町いじめ防止基本方針」は「いじめ防止基本対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）」の施行を受けて、児童生徒の尊厳を保持することを目的として、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、「法」第12条の規定に基づき、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

このたび、国及び道において「いじめ防止等のための基本方針」が改定されたことを受けて中頓別町いじめ基本方針を改定する。

2 いじめの定義

「いじめ」を「法」第2条に基づき次のとおりとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様がある。法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する必要がある。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主觀を確認する際に、行為の起ったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特的の教職員のみによることなく、「法」第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については「法」の趣旨を

踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができたような場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、「法」が定義するいじめに該当するため、事案を「法」第22条の学校におけるいじめの防止等のための組織へ情報提供することは必要になる。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられる
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑦ パソコンやスマホ等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 いじめ防止等の策定に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組みができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめ問題をより根本に克服していくためには、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる問題である」との認識を持って、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」に取り組むことが何よりも重要である。

また、学校において、心の通った対人関係を構築できる社会性のある人間への成長をめざ

し、児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、特に、教職員をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組を進めることが必要である。

さらに、いじめ問題の解決のためには、加害者・被害者の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童生徒への働きかけと意識づけが何よりも重要であり、児童生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢をもてるよう導いていくこと（仲裁者を育てること）で、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは、決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心を通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

なお、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

加えて、いじめ問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめ早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが重要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、日常的な児童生徒の状況把握、定期的なアンケート調査、教育相談の実施、相談担当窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、文部科学省、北海道教育委員会、宗谷教育局の通知等をもとにした校内研修等を通して理解を深めておくことや学校における組織的な対応を可能とする体制整備が必要である。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復など他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ・期間は少なくとも3か月を目安。
 - ・さらに長期の期間が必要であると判断する場合は、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。
 - ・学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめの行為が止んで3か月を経過し、被害児童生徒がいじめの解消を自覚して関係児童生徒の関係が良好となることが、一つのいじめの「解消」の判断基準となる。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」等を活用し、必用に応じて外部の専門家（スクールカウンセラー等）を含めた、集団で判断することが大切である。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子どもの教育について第一義的には責任を負い、規範意識等を養うための指導などをより適切に行うためには地域を含めた家庭との連携や支援の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、児童生徒の現状について共通認識を持ち、連携し、協働して取り組むように努めることが必要である。

また、学校は、地域・家庭と一体となって地域ぐるみで児童生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人との関わりを持つ機会を作ることも重要である。

さらに、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童生徒が、日頃から、異なる年齢を含めた児童生徒や大人との関わりを持つ機会を作ることも重要である。

(6) 関係機関との連携

いじめ問題への対処においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、子ども相談支援センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が有効である。

その際、「日々の連携」と「緊急時の連携」を意識し、日頃から、教育委員会や学校関係機関との担当者間での情報交換等を行うなど、情報共有体制を構築して、連携の強化に努めることが必要である。

5 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 「中頓別町いじめ防止基本方針」の策定

法の趣旨、国・道の基本方針を踏まえ、中頓別町におけるいじめ防止等のための対策を

総合的かつ効果的に推進するため、本町の実情に応じ、「中頓別町いじめ防止基本方針」以下「方針」という)」を定める。

(2) 「中頓別町いじめ問題等対策連絡会議」の設置

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「中頓別町いじめ問題等対策連絡協議会(以下、「連絡会議」という。)」を置く。

本会議は、教育委員会、学校関係者(校長会・教頭会・生徒指導連絡協議会)、町の関係機関(保健福祉課・PTA連合会・人権養護委員会・民生委員連絡協議会・防犯協会)、警察等で構成する。

(3) 教育委員会内に「いじめ問題等対策委員会」の設置

いじめ問題等対策委員会は、いじめ防止のための広報・啓発、学校に対する指導助言、研修の実施、いじめ事案が発生したときの調査協力・指導助言、いじめ問題対策委員が主体となって調査、関係機関との連絡調整、教育相談等についての、的確な方針を定め、迅速にいじめ問題に対応する諸活動を行う。

法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)への対処については、「いじめ問題対策委員会」を母体として必要に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者を加えた構成員により、調査委員会を組織する。

重大事態とは、次に掲げる場合の事態をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身また財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(4) いじめの防止に向けた取組

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動の充実を図る。
- ② いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- ③ 学校に対し、PTA等との連携の上、スマートフォン等を利用したインターネットやメール利用に関する「スマホ等安全教室」等を適宜実施し、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取組を進める。あわせて、保護者に対しても、インターネット上の書き込みやSNSのトーク等がいじめの温床となる危険性があることやフィイルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組む。
- ④ 夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを簡単に相談することができるよう「北海道子ども相談支援センター、24時間子供SOSダイヤル」を学校や家庭に周知する。
- ⑤ 地域に幅広いネットワークを有する自治会・子ども安全パトロール隊等と連携して、地域におけるいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動の充実を図り、児童生徒のいじめ問題行動の防止や早期発見に取り組む。
- ⑥ 保護者が「法」に規定された責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等

を適切に行うことが出来るよう保護者を対象とした啓発活動など、保護者への支援を行う。

⑦ 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組などについて、定期的に報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切な指導助言を行う。

⑧ 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、教職員の働き方に留意するとともに、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(5) いじめの解消に向けた取組

いじめ等の問題行動で課題がある学校に対して、教育委員会が主体となって、問題に応じて「中頓別町いじめ問題対策会議」の開催や宗谷教育局から専門家（指導主事）の派遣を要請するなどして学校を支援し、問題の解決に取り組む。

(6) 地域や家庭、関係機関と連携した取組

- ① P T A や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめ問題について学校と地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ② 日頃から学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組や機会（域行事への参加）を推進する。
- ③ 警察と情報共有連携体制を構築し、児童生徒のいじめ等問題行動への対応を図る。

(7) 学校評価、教職員による取組の改善

① 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。

したがって、教育委員会は、学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。

② 学校職員人事評価において、学校におけるいじめ防止等の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

6 いじめ防止等のために学校が実施する取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校においては、「方針」を受け、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を学校いじめ防止基本方針として策定し、体系的・計画的にいじめの防止・早期発見に取り組む。

学校いじめ防止基本方針に、いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことによ

り、児童生徒及び保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると共に、いじめの加害行為の抑止につなげる。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員（管理職、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動に関する教職員等）から構成し、可能な限り外部の専門家（スクールカウンセラー等）を加えた、いじめの防止等の対策のための「学校いじめ対策組織」を置く。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ① いじめの態様や特質、原因・背景・具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が円滑に児童生徒との心の通じ合うコミュケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたいことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている。誰かの役に立っている。みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑤ 児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、スマホ安全教室等を行い、情報モラルに関する指導の充実に努める。
- ⑦ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校に入学する児童に関する丁寧な引継や不安感を取り除く取組等、小中学校の円滑な接続を図る。

(4) 学校におけるいじめの早期発見のための措置

- ① 日常的に児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナの感度を高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 年度当初に適切に計画を立てた定期的なアンケート調査や定期的な教育相談等によ

り、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日常的にいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

- ③ 児童生徒・保護者・教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室の利用について広く周知する。

(5) 学校におけるいじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報を共有する。その後は、当該職員が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

② いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。

③ いじめを行った児童生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

いじめの状況において、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。また、保護者に対しては、迅速かつ正確に情報を伝えて理解を得るようにするとともに、人間関係を築き、支援を行う。

④ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署（駐在所）に通報し、適切に援助を求める。

⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。

⑥ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑦ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて関係機関（法務局等）の協力を求める。

(6) 地域や家庭との連携

学校とPTA、地域の子どもの健全育成に関わる関係諸団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7) より実効性の高い取組を実施するための措置

① 学校の実情に即してきちんと機能しているのかを学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、各学校のいじめの防止等の

取組について PDCA サイクルで検証を行う。

- ② いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、すべての教職員の共通理解を図る。

7 いじめ防止等のための家庭での取組

- (1) 「法」第9条第1項において「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護をする児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」とあるように、いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する取組を保護者が連携して推進する。
- (2) 保護者は、どんな理由があってもいじめは許されない行為であることを十分認識し、いじめ防止等の取組を学校と協力して進めるよう努める。
- (3) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等と連携する。

8 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

- ① 重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会を通じて町長に報告をする。
- ② 教育委員会は、重大事態であると認めるときは、教育委員会の調査組織（「いじめ問題等対策委員会」を母体とした調査委員会、本方針5ページ参照）または学校に設置した調査組織で、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 町長による再調査

- ① 町長は、教育委員会から報告を受けた重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは「法」第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。
- ② 町長は、再調査を行う附属機関として「中頓別町いじめ問題調査委員会」を置く。
- ③ 再調査を行った場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。
- ④ 町長は、教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、その結果を踏まえ、教育委員会に対し、必要な措置について意見を述べることができる。

(3) 再調査に基づく措置等

町長は、教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、個人のプライバシー保護等の必要な配慮を行い、その結果を議会に報告する。

<用語の定義>

- ① この基本方針において「学校」とは、中頓別町立中頓別小学校、中頓別町立中頓別中学校をいう。
- ② この基本方針において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童（小学校）又は生徒（中学校）をいう。
- ③ この基本方針において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。